

### 第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和2年6月5日 午前10時00分 招集
2. 令和2年6月17日 午前10時00分 開議
3. 令和2年6月17日 午前10時45分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

#### 出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	9 番	園田浩文
10 番	菅敏徳	11 番	市原正
12 番	森元秀一	13 番	大倉幸也
14 番	田中弘子	15 番	五嶋義行
16 番	藏原博敏	17 番	古木孝宏
18 番	田中則次	19 番	河崎徳雄
20 番	湯浅正司		

#### 欠席議員

8 番	谷崎利浩
-----	------

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長	吉良玲二	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	政策防災課長	加藤勇二郎
ほけん課長	古閑茂雄	観光課長	秦美保子
住環境課長	藤田浩司	人権啓発課長	市原吉治
市民課長	森永智保	まちづくり課長	荒木仁

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	本山英二	議会事務局次長	市原多喜男
書記	山本悠未		

## 9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

### 1 総務常任委員長

- ① 議案第50号 令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ② 議案第55号 令和2年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- ③ 議案第56号 熊本市及び阿蘇市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について

### 2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第48号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について
- ② 議案第49号 阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第50号 令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第52号 令和2年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第53号 令和2年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第54号 令和2年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

### 3 経済建設常任委員長

- ① 議案第50号 令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ② 議案第51号 令和2年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ③ 議案第57号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

午前10時00分 開議

### 1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は19名であります。8番議員、谷崎利浩君につきましては、所定の手続を経まして欠席の届けを受けております。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

お諮りします。

議事に入ります前に、第96回全国市議会議長会定期総会において議員在職20年以上の

方々の表彰状と、私の議長会評議員としての功績に対する感謝状を受け取りました。

つきましては、ここで特別賞を受けられました2名の方々の表彰状の伝達を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、伝達を行います。

議員在職 20 年以上の特別表彰の受賞者は田中則次議員、古木孝宏議員です。つきましては、この場を借りて表彰状の伝達を行いますので、受賞者は演壇のほうにお願いいたします。

〔表彰〕

○議長（湯浅正司君） 表彰状。阿蘇市、田中則次殿。

あなたは市議会議員として 20 年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第 96 回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和 2 年 5 月 27 日。全国市議会議長会会長、野尻哲雄。

どうも、おめでとうございます。（拍手）

表彰状。阿蘇市、古木孝宏殿。

あなたは市議会議員として 20 年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第 96 回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和 2 年 5 月 27 日。全国市議会議長会会長、野尻哲雄。

どうも、おめでとうございます。（拍手）

表彰を受けられました2名の方におかれましては、誠におめでとうございます。

これもちまして、表彰状の伝達を終わります。

それでは、会期日程等につきまして、これより議会運営委員長が報告をいたします。

なお、本日は谷崎議会運営委員長が欠席のため副委員長から報告をお願いいたします。

議会運営員委員会副委員長、立石昭夫君。

○議会運営員委員会副委員長（立石昭夫君） おはようございます。本日、午前 9 時 30 分より一般質問追加議案の取り扱いにつきまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過について報告いたします。

今期一般質問の通告者は 12 名予定されております。したがって、一般質問を 6 月 18 日と 19 日の 2 日間とし、18 日は 7 名まで、19 日は 5 名で行うことに決定をいたしました。

次に、執行部より追加議案の提出がありましたので、本日議案書の配付を行い、19 日一般質問の後に日程に追加して議題とすることとし、追加議案の審議につきましては委員会付託を省略しまして採決することにいたしました。

以上で、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期日程等につきましては、ただ今議会運営員委員会副委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、会期日程等につきましては、副委員長の報告のとおり決定をいたしました。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

## 日程第1 各常任委員長報告

### 1 総務常任委員長

- ① 議案第50号 令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ② 議案第55号 令和2年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- ③ 議案第56号 熊本市及び阿蘇市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について

○議長（湯浅正司君） 日程第1「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第50号「令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について」他2件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、田中弘子君。

○総務常任委員長（田中弘子君） おはようございます。総務常任委員会委員長報告をいたします。

令和2年第3回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案3件であります。6月9日、午前10時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第50号「令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「総務課」の予算（職員の人件費）について審査を行いました。

総務課長補佐から補足説明があり、委員より、「障がい者雇用については、今後どのように考えているか。」との質疑があり、総務課長から、「現在、障がい者の雇用人数としては2名不足しているような状況で、昨年も採用試験を度々行っていますが、合格者がおらず雇用に至っていない現状です。法定雇用率2.5%を実現するには、正規職員だけでなく会計年度任用職員での雇用なども検討していく必要があると考えています。」との答弁がありました。さらに、委員より、「法定雇用率を満たさない場合にペナルティはあるのか。」との質疑があり、課長補佐から、「公的な団体については、現状としてペナルティは課せられていない状況ですが、民間事業者を先導するような立場での雇用を進めていくよう労働局などから指導説明を受けています。」との答弁がありました。

また、委員より、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、様々な自治体で時差出勤やテレワークなど働き方の工夫がなされているようだが、阿蘇市における対策は。」との質疑があり、課長から、「対策としては、4月23日から密を避けるかを行っています。内容としては、在宅勤務をおよそ20名、時差出勤をおよそ70名行っており、全体の2割程度の密低減が図られています。」との答弁がありました。さらに、委員より、「これらの対策

をいつまで続ける予定か。」との質疑があり、課長から、「在宅勤務は既に終わっていますが、時差出勤については、8月末まで続ける予定です。」との答弁がありました。

また、関連して、委員より、「職員がパソコン等を自宅に持ち帰り仕事をする場合、個人情報等が漏えいしないように市役所内と同程度のセキュリティ対策がとられているか。」との質疑があり、課長から、「5月の臨時会で可決された補正予算で、持ち帰り用のパソコンの導入とテレビ会議ができるシステム環境を整えているところです。そのパソコン端末には、どのような操作を行ったのか記録が残るような監視システムを入れています。また、住民基本台帳などの個人情報を取り扱う業務については、持ち帰ることは禁止とし、必ず出勤での対応としています。」との答弁がありました。

なお、その他として、特別定額給付金事業班長から、事業の進捗状況について説明を受けました。

次に、「財政課」の予算について審査を行いました。

財政課長から補足説明があり、委員より、「市有原野の貸付収入について、貸し付ける内容について単価などに変動があるのか。」との質疑があり、課長から、「貸付金額は、入会権を持つ地元と借りる側が協議し金額を決めています。」との答弁がありました。

次に、「政策防災課」の予算について審査を行いました。

政策防災課長から補足説明があり、委員より、「JR内牧駅トイレの清掃管理業務について、委託先は。」との質疑があり、課長から、「社会福祉法人やまなみ会阿蘇くんわの里に相談しているところです。」との答弁があり、別の委員より、「その管理委託料30万円は何か月分なのか。また、JR赤水駅トイレはどうなっているのか。」との質疑があり、課長から、「8か月分の予算計上となっています。トイレの完成が7月末のため、管理業務委託料は8月からの分となります。また、JR赤水駅については、地元業者の事務所建設の際にトイレも併設していただく計画がありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で事務所建設が中止となりましたので、JRに引き続き設置を要望していく予定です。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「繰越明許費補正の防災行政無線デジタル化整備事業について、6月中にプロポーザル方式で業者を決定する予定とのことだが、既に参加を希望する企業はあるのか。また、事業費の17億円を繰越しするのは、令和3年度までか。」との質疑があり、課長から、「現在使用中の防災無線を納入した2業者から応募をいただいています。工期は令和4年3月31日までの事業になります。」との答弁がありました。

なお、その他として、阿蘇山上事務所長から、火山の活動状況と観光客の状況について説明を受けました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第55号「令和2年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」であります。

財政課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 56 号「熊本市及び阿蘇市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について」であります。

政策防災課長から、「これまでの熊本市との連携協約の中に、今回、『環境の保全』についての項目を新たに追加し、良好な自然環境を維持し、持続可能な資源、循環型の社会の形成を図るものです。」との補足説明があり、委員から、「協約を結んだ項目についての会議等は行われているか。」との質疑があり、課長から、「住環境課では環境に関する地球温暖化の削減計画を連携策定、ほけん課では自殺防止対策等の相談窓口を共同で設置するなど、それぞれの項目について、各担当の分野において協議が進められている。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 50 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 50 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く他の案件について、採決をいたします。

まず、議案第 55 号「令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 55 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号「熊本市及び阿蘇市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 56 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

## 2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 48 号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について
- ② 議案第 49 号 阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第 50 号 令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第 52 号 令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 53 号 令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第 54 号 令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 続きまして、文教厚生常任委員会に付託をいたしました、議案第 48 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」他 5 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、森元秀一君。

○文教厚生常任委員長（森元秀一君） おはようございます。文教厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和 2 年第 3 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 6 件であります。6 月 10 日午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 48 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 49 号「阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 50 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「教育課」の予算について審査を行いました。

教育課長から補足説明があり、委員より、「山田体育館のトイレ工事について、防災機能として、またおのずと多目的トイレも整備されるであろうが、洋式が嫌な方もいると思う。和式トイレもあるのか。」との質疑があり、教育部長から、「現在のところ、男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレすべて洋式化での整備を考えています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「研究推進校指定事業の詳細について説明を。」との質疑があり、学務係長から、「この事業は、生きる力を育む歯、口の健康づくり推進事業として、県から指定を受けた内牧小学校が、日本学校歯科医師会及び熊本県学校歯科医師会から総額 25 万円の全額補助により実施するものです。」との答弁がありました。

次に、「市民課」の予算について審査を行いました。

市民課長から補足説明があり、委員より、「住民基本台帳及び戸籍附票システムの改修については、国外転出者用なのか。詳しく内容を。」との意見があり、課長から、「マイナンバーカード・公的個人認証は、住民票を基礎とした制度で、住民票は国外転出時に消除される

ため、国外転出者は利用できない状況になります。国外転出後も利用可能な戸籍の附票を個人認証の基盤として活用し、国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用を実現するためのものとなっています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「システム改修による、情報漏れ等の対応は大丈夫なのか。」との質疑があり、課長から、「今回の改修につきましては、全国的に行われるものであり、セキュリティ対策については十分行われるものと思っています。」との答弁がありました。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

福祉課長から補足説明があり、委員より、「子育て支援センター改修事業について、1億3,000万円もの工事費であれば、内牧での新築でもよいのではないかと思うが検討されたのか。」との意見があり、課長から、「場所の選定に当たっては、利用者との協議も含め、被災歴等様々な検討を行いました。また、工事費については、乙姫体育館は指定避難所にもなっていますが、駐車場がないこと、また、地元から道路の見通しが悪いとの御意見をいただいていたことから、その整備工事費約4,000万円程度を含んでおり、実質の本体工事費については9,000万円程度となります。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「今後のスケジュールはどうなっているのか。」との質疑があり、課長から、「現在基本設計を終え、実施設計の最後の作業を行っており、目標としては9月上旬までに発注し、年度内の完成を予定しています。」との答弁がありました。

次に、「ほけん課」の予算について審査を行いました。

ほけん課長から補足説明があり、委員より、「住民健診で使用する連棟ハウスの内容は、どの程度のハウスなのか。」との質疑があり、課長から、「現在、特別定額給付金事業でリースしているハウスと同様のハウスで、4坪のハウスを2棟設置し、待機場所として設置するものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経て討論を行いました。委員より、「子育て支援センターの委託料、工事請負費等1億3,400万円については反対します。理由については、当初から山田小学校跡地でいいのではとの意見と、内牧は土地購入等金がかかると言われたが、市の土地に建て替えればいいのではと思いますので反対します。」との反対討論があり、このため挙手による採決を行った結果、賛成多数により、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第52号「令和2年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、その他として、国保基金の状況や今後の保険料の見通し等について、説明を受けました。

続きまして、議案第53号「令和2年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべき

ものと決定いたしました。

続きまして、議案第 54 号「令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 50 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 50 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 48 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 48 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号「阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 49 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号「令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 52 号は、委員長の報告の

とおり可決されました。

次に、議案第 53 号「令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号「令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

### 3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 50 号 令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ② 議案第 51 号 令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ③ 議案第 57 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

○議長（湯浅正司君） 続きまして、経済建設常任委員会に付託をいたしました、議案第 50 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」他 2 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、五嶋義行君。

○経済建設常任委員長（五嶋義行君） 経済建設常任委員会委員長報告を行います。

令和 2 年第 3 回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案 3 件であります。6 月 11 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 50 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「建設課」の予算について審査を行いました。

建設課長から補足説明があり、委員より、「建設課の道路維持作業班は、今までどおりの体制なのか。」との質疑があり、課長から、「これまでどおりの 4 人体制です。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

まちづくり課長から補足説明があり、委員より、「中央公園の橋の改築については、競争入札で行うのか。」との質疑があり、課長から、「入札で行います。」との答弁がありました。

なお、その他として、阿蘇いこいの村の売却に係る公募型プロポーザルについての説明が

あり、今後の方向性について意見交換を行いました。委員からは、「今回の売却に関しては、決して急ぐ必要はなく、広大な敷地となるため、売却の仕方や枠組みについてよく検討され、より多くの売却益を確保し、住民の方々が納得されるような手続を取っていただきたい。」との意見がありました。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

農政課長から補足説明があり、委員より、「阿蘇火山防災園芸対策事業補助金の対象農家数は。」との質疑があり、課長から、「対象である 7 品目の農家数と施設棟数は、トマトが 62 戸 378 棟、イチゴが 17 戸 120 棟、アスパラが 9 戸 57 棟、ミニトマトが 6 戸 26 棟、キュウリが 2 戸 4 棟、花きが 9 戸 38 棟、果樹関係が 1 戸 10 棟となっています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の対象事業体は、畜舎を新築するに当たり、阿蘇市畜産環境保全に関する条例に基づく地域の同意は得られているのか。」との質疑があり、課長から、「対象 5 事業体のうち、条例上事前協議が必要な 3 事業体については、事前協議書を提出していただき、環境への影響に対する配慮の方策等を精査しています。また、地域の理解を得るための地域説明会を開催されるなど、地元の意見を十分確認されており、地元の合意形成は得られたものと判断しています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の対象 5 事業体の、旧町村ごとの事業体数は。」との質疑があり、課長から、「旧阿蘇町管内が 3 事業体、旧一の宮町管内が 2 事業体です。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「阿蘇中部地区広域農道整備事業の工事は、今回の予算ですべて完了となるのか。」との質疑があり、課長から、「1 期工事の区間内については完了となります。」との答弁がありました。また、農村整備係長から、「2 期工事については、熊本県が今年度中に予算要求し、来年度完了する見込みです。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

観光課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

なお、その他として、新型コロナウイルス感染症に係る観光関連の現状等について、意見交換を行いました。委員からは、「新型コロナウイルス感染症の影響を一時的に緩和するわずかな支援金より、JR 豊肥本線の運転再開と、国道 57 号現道の復旧及び北側復旧ルートの開通に合わせた他の地域にない阿蘇市独自の大々的な復興イベントはもちろんであるが、継続的に観光客を呼び込む企画の検討を。」との意見がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 51 号「令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」であります。

住環境課長から補足説明があり、委員より、「公営企業会計への移行の検討は。」との質疑があり、下水道係長から、「下水道事業については、平成 30 年度から企業会計の法の適用を進めており、昨年度は償却資産台帳を作成し、今年度は会計システムの構築と、関係条例な

どの整備を行います。」との答弁がありました。また、委員より、「移行に伴う組織の再編は。」との質疑があり、係長から「今後、行財政改革のプロジェクトで検討することになります。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「下水道事業の長期計画に含まれる事業区間や事業内容の見直しは、随時行われていくのか。」との質疑があり、下水道係長から「昨年度計画に掲げた下水道認可区域の整備が、5 か年を目途に完了する予定であり、完了後は変更したストックマネジメント計画に基づき、既存施設の長寿命化を進めていきます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 57 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」であります。

農政課長から補足説明があり、委員より、「今回の採草地の貸付面積は、実際に採草が可能な面積のみとしているのか。」との質疑があり、課長から「全体としては約 400 ヘクタールありますが、機械で効率良く採草可能な 45 ヘクタールを貸付面積としています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終わります。

これより、経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 50 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 50 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 51 号「令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 57 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、議案第 50 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く案件について、討論、採決が終わりました。

これより、議案第 50 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」討論を行います。討論ありませんか。

13 番議員、大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 13 番、大倉です。

福祉課の予算について反対の討論をいたします。

委員長報告がありましたとおり、当初から山田という意見がありましたし、最悪山田ではいかんというならば、便利のいいところですね、やはり内牧で市有地に建てれば 1 億 3,000 万円の予算が有効に使われるものと思います。また、乙姫の小学校の道路工事も含まれていると言いますが、小学校があるうちにこういうのはやっておかなければならないことではなかったかなとも思っております。

以上のような理由で、反対をいたします。

○議長（湯浅正司君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 他に討論がないようですので、討論を終わります。

反対討論がありましたので、この議案第 50 号は、起立により採決いたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 起立多数です。したがって、議案第 50 号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を散会いたします。お疲れ様でございました。

午前 10 時 45 分 散会